（特定保守製品に添付する所有者票）

第八条　法第三十二条の六第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあっては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。

2　法第三十二条の六第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　法第三十二条の七第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三　（略）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条　法第三十二条の七第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一～五　（略）

2　法第三十二条の七第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～三　（略）

（点検通知）

第十条　法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2　法第三十二条の十四第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～四　（略）

3　法第三十二条の十四第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

（目的外利用の例外）

第十一条　法第三十二条の十五第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（点検の実施）

第十二条　法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2　法第三十二条の十七に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第十三条　法第三十二条の二十に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～十二　（略）

（特定保守製品に添付する所有者票）

第八条　法第三十二条の四第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装（包装がない場合にあっては、当該特定保守製品の本体）に添付することその他の所有者票が添付されていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。

2　法第三十二条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　法第三十二条の五第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三　（略）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条　法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

一～五　（略）

2　法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～三　（略）

（点検通知）

第十条　法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月間とする。

2　法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

一～四　（略）

3　法第三十二条の十二第二項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

（目的外利用の例外）

第十一条　法第三十二条の十三第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（点検の実施）

第十二条　法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通知事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。

2　法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。

第十三条　法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～十二　（略）